

○静岡市女性会館条例施行規則

平成15年4月1日

規則第75号

改正 平成17年10月31日規則第168号

平成18年10月16日規則第225号

平成20年3月31日規則第40号

平成22年6月15日規則第72号

(趣旨)

第1条 この規則は、静岡市女性会館条例(平成15年静岡市条例第113号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用の許可の申請等)

第2条 条例第5条第1項の規定により女性会館の施設、特殊器具等(以下「施設等」という。)の利用の許可を受けようとする者は、女性会館利用許可申請書(様式第1号)を指定管理者に提出しなければならない。

2 前項の申請書の受付期間は、利用しようとする日(以下「利用日」という。)の属する月の前月において市長が指定する日から利用日の7日前までとする。ただし、条例第7条各号のいずれかに該当する場合における受付期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から利用日の7日前までとする。

(1) 条例第7条第1号に該当するとき 利用日の1年6月前

(2) 条例第7条第2号に該当するとき 利用日の属する月の3月前において市長が指定する日

(3) 条例第7条第3号に該当するとき 利用日の属する月の2月前において市長が指定する日(ギャラリーの利用又はその他の施設等の利用(静岡市生涯学習施設条例(平成20年静岡市条例第17号)第2条第2項の静岡市葵生涯学習センターのホールを利用する場合に限る。)にあっては利用日の属する月の3月前において市長が指定する日)

3 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、やむを得ない理由があると認めたときは、同項に規定する期間以外の期間においても、申請を受理することができる。

4 申請書の記載事項の変更については、第1項の規定を準用する。

(平17規則168・旧第4条繰上・一部改正、平18規則225・平20規則40・一部改正)

(利用の許可等)

第3条 指定管理者は、前条第1項の規定による申請(同条第3項の規定により準用される場

合を含む。)を許可したときは、女性会館利用許可書(様式第2号)を交付する。

- 2 利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、前項の利用許可書を携帯し、女性会館の職員(以下「職員」という。)の要求があったときは、提示しなければならない。

(平17規則168・旧第5条繰上、平18規則225・平20規則40・一部改正)

(使用料の減額又は免除の申請)

第4条 条例第9条の規定により使用料の減額又は免除を受けようとする者は、女性会館使用料減額・免除承認申請書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書は、利用日の7日前までに提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

- 3 市長は、第1項の申請を承認したときは、女性会館使用料減額・免除通知書(様式第4号)を交付する。

(平17規則168・旧第6条繰上・一部改正、平20規則40・一部改正)

(使用料の還付の申請)

第5条 条例第10条ただし書の規定により使用料の還付を受けようとする者は、女性会館使用料還付申請書(様式第5号)に利用許可書を添えて市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請を受けたときは、女性会館使用料還付・不還付通知書(様式第6号)を交付する。

(平20規則40・全改)

(利用の許可の取消しの申出)

第6条 条例第13条の規定により利用者が利用許可の取消しを申し出ようとするときは、女性会館利用許可取消申出書(様式第7号)に利用許可書を添えて利用日の3日前までに指定管理者に提出しなければならない。

(平20規則40・追加)

(遵守事項)

第7条 利用者は、条例、この規則及び市長又は指定管理者の指示事項を守らなければならない。

- 2 利用者は、利用を終わったときは、直ちに備品等を所定の位置に戻し、指定管理者の点検を受けなければならない。

(平17規則168・旧第8条繰上、平18規則225・一部改正、平20規則40・旧第6条繰下)

(指定管理者の指定の申請書類)

第8条 条例第18条の規定による申請は、静岡市女性会館指定管理者指定申請書(様式第8号)に、次に掲げる書類を添えて行うものとする。

- (1) 静岡市女性会館事業計画書(様式第9号)
- (2) 静岡市女性会館事業計画に関する収支予算書(様式第10号)
- (3) 定款、寄附行為又はこれに準ずるものの謄本
- (4) 役員名簿
- (5) 経営(事業)状況に関する書類
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項
(平18規則225・追加、平20規則40・旧第9条繰下・一部改正、平22規則72・旧第10条繰上・一部改正)

(協定の締結)

第9条 市長は、指定管理者を指定したときは、当該指定管理者と女性会館の管理に関する協定を締結するものとする。

2 前項の協定には、次に掲げる事項を掲載するものとする。

- (1) 事業計画に関する事項
- (2) 市が支払うべき管理費用に関する事項
- (3) 管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
- (4) 事業報告に関する事項
- (5) 前各号に定めるもののほか、市長が必要があると認める事項
(平18規則225・追加、平20規則40・旧第10条繰下、平22規則72・旧第11条繰上)

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、女性会館の管理に関し必要な事項は、別に定める。

(平17規則168・旧第11条繰上、平18規則225・旧第9条繰下、平20規則40・旧第11条繰下、平22規則72・旧第12条繰上)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の静岡市女性会館条例施行規則(平成8年静岡市規則第8号)の規定によりなされた手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成17年10月31日規則第168号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成18年10月16日規則第225号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第9条を第11条とし、第8条の次に2条を加える改正規定及び様式第5号の次に3様式を加える改正規定は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年3月31日規則第40号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成22年6月15日規則第72号)

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号(第2条関係)

許可番号

女性会館利用許可申請書(許可書控)

年 月 日

(あて先)指定管理者
 名称
 代表者氏名

団体名
 住所(法人にあっては、その主たる事務所の所在地)
 申請者 氏名(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)
 電話

静岡市女性会館条例第5条第1項の規定により、女性会館の利用の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

利用施設 利用場所	利用日時	利用予定人員	施設使用料	特殊器具等 使用料	使用料計
		人	円	円	円
合計					

利用内容	領収年月日
利用区分	

備考

(注)太線内の申請内容を確認の上、提出してください。

様式第2号(第3条関係)

許可番号

年 月 日

様

指定管理者

名 称

代表者 氏 名 ㊦

女性会館利用許可書

年 月 日付けで申請のあった女性会館の利用については、次のとおり許可
します。

利用施設 利用場所	利用日時	利用予 定人員	施設 使用料	特殊器具等 使用料	使用料計
		人	円	円	円
合 計					
利用内容				領収日付印	
利用条件					
1 静岡市女性会館条例、静岡市女性会館条例施行規則及び市長又は指定管理者の指示を守ってください。					
2 利用後の整理及び原状回復は、すべて利用者が行ってください。					
備考					
1 本書をもって領収書に代えます。					
2 領収印のないものは、無効です。					
3 利用の際は、本書を携帯してください。					
その他					

様式第3号(第4条関係)

女性会館使用料減額・免除承認申請書

年 月 日

(あて先)静岡市長

団体名

住所 [法人にあつては、その
主たる事務所の所在地]

申請者 氏名 [法人にあつては、その
名称及び代表者の氏名]

電話

静岡市女性会館条例第9条の規定により、女性会館使用料の 減 額
免 除 を受けたいの

で、次のとおり申請します。

利用する場所		利用許可年月日 及 び 番 号	年 月 日 第 号
利 用 日 時	年 月 日 午 前 時 分 ~ 午 前 時 分 後 後		
女性会館規定 使 用 料	円	特殊器具等 規定使用料	円 使用料合計 円
減額・免除を 受けようとする 理由及びその 額			
※ 「減額 円」	※徴 収 額		※ 受 付 印
「免 除」	円		
※通知年月日	年 月 日	※通知番号	第 号

(注)

- 1 ※印欄は、記入しないでください。
- 2 申請者氏名欄には、申請者が署名し、又は記名押印してください。ただし、申請者が法人の場合は、記名押印してください。

様式第4号(第4条関係)

女性会館使用料減額・免除通知書

第 号

年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

年 月 日付けで申請のあった女性会館使用料の減額免除については、次の

とおり減額免除したので通知します。

規定使用料合計額	減額・免除額	徴収額
円	減額 円	円
	免除	
減額免除の条件		

様式第5号(第5条関係)

女性会館使用料還付申請書

年 月 日

(あて先)静岡市長

団体名

住所 (法人にあつては、その主たる事務所の所在地)

申請者 氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)

電話

静岡市女性会館条例施行規則第5条の規定により、次のとおり申請します。

利用の日時	年 月 日	午前・午後 時 分から 午前・午後 時 分まで
利用許可の年月日 許可番号	年 月 日	許可第 号
取消しの年月日	年 月 日	
既納の使用料		円
還付額	※	円
備考		

(注)※印欄は、記入しないでください。

様式第6号(第5条関係)

女性会館使用料還付・不還付通知書

年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

年 月 日付けで申請のあった女性会館使用料の還付については、次のとおり
還付 を決定したので通知します。
不還付

施設名		利用年月日	年 月 日
規定使用料合計		還付額	
	円		円

様式第7号(第6条関係)

女性会館利用許可取消申出書

年 月 日

(あて先)指定管理者

名称

代表者氏名

団体名

申請者 住所(法人にあつては、その主たる事務所の所在地)

氏名(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)

電話

静岡市女性会館条例第13条の規定により、女性会館の利用の許可の取消しについて、次のとおり申し出ます。

利用する場所		利用許可年月日及び番号	年 月 日
			第 号
利用日時	年 月 日	午前 午後	時 分～ 午前 午後 時 分
利用取消しの理由			
※	使用料の 還付		※受付印
備考	この申出書は、利用しようとする日の3日前までに女性会館利用許可書を添付の上提出してください。		

(注) ※印欄は、記入しないでください。

様式第8号(第8条関係)

静岡市女性会館指定管理者指定申請書

年 月 日

(あて先)静岡市長

所在地〔法人以外の団体にあつては、
その代表者の住所〕

申請者 名 称

代表者氏名



電 話

静岡市女性会館の指定管理者の指定を受けたいので、静岡市女性会館条例第18条及び静岡市女性会館条例施行規則第8条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

様式第9号(第8条関係)

静岡市女性会館事業計画書

事業計画の理念・方針
実施事業の概要(事業の構成及び年間計画表)
実施体制図
特記事項(効果的に事業を行うための方策、市民サービス向上のための施策等)

様式第10号(第8条関係)

静岡市女性会館事業計画に関する収支予算書

収入			千円
科 目	内 容 ・ 数 量	金 額	
			千円
			千円
			千円
			千円
			千円
			千円

支出			千円
科 目	内 容 ・ 数 量	金 額	
			千円
			千円
			千円
			千円
			千円
			千円
			千円

様式第1号(第2条関係)

(平20規則40・全改)

様式第2号(第3条関係)

(平17規則168・平18規則225・平20規則40・平22規則72・一部改正)

様式第3号(第4条関係)

(平17規則168・平20規則40・一部改正)

様式第4号(第4条関係)

(平17規則168・一部改正)

様式第5号(第5条関係)

(平20規則40・全改)

様式第6号(第5条関係)

(平20規則40・追加)

様式第7号(第6条関係)

(平20規則40・追加)

様式第8号(第8条関係)

(平18規則225・追加、平20規則40・旧様式第6号繰下・一部改正、平22規則72・一部改正)

様式第9号(第8条関係)

(平18規則225・追加、平20規則40・旧様式第7号繰下・一部改正、平22規則72・一部改正)

様式第10号(第8条関係)

(平18規則225・追加、平20規則40・旧様式第8号繰下・一部改正、平22規則72・一部改正)